

令和5年度第5回庁議 議事要旨(記録)

開催日	令和5年5月9日 (火曜日)		
開催場所	市長公室		
開始時間	午前	10時00分	
終了時間	午前	11時10分	
庁議内容			
議題	1	令和5年国立市議会第1回臨時会提出議案について	
付議	2	国立市感染症対策連携会議の設置について	
	3	「（仮称）新型コロナウイルス感染症に係る対応検証報告書」の作成について	
報告事項	4	旧国立駅舎の管理運営について	
その他報告	5	市民意識調査における不適切な設問に対するお詫びについて	

出席者（14名）

庁議メンバー （14名）	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長
代理出席者 （0名）	

【議題】
1. 令和5年国立市議会第1回臨時会提出議案について 説明員：政策経営部長 <内 容> 令和5年国立市議会第1回臨時会提出議案についての概要説明を行った。
【付議】
2. 国立市感染症対策連携会議の設置について 説明員：健康まちづくり戦略室長 （内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり）
3. 「（仮称）新型コロナウイルス感染症に係る対応検証報告書」の作成について 説明員：健康まちづくり戦略室長 （内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり）
【報告事項】
4. 旧国立駅舎の管理運営について 説明員：国立駅周辺整備課長 <内 容> 旧国立駅舎の管理運営について、これまでの総括と今後の管理運営方法について報告があった。
【その他報告】
5. 市民意識調査における不適切な設問に対するお詫びについて 説明員：政策経営課長 <内 容> 市民意識調査における不適切な設問に対するお詫びを市報に掲載することについて報告があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年5月9日開催）

付議事案名：国立市感染症対策連携会議の設置について

提案課 健康福祉部 健康まちづくり戦略室

議事要旨公開・時限非公開の別

① ☒ 決裁後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

② ☐ （庁議で集約）後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

健康危機管理対策本部は新型インフルエンザ等対策特別措置法第21条及び第37条の規定に基づき、政府対策本部の廃止をもって5月7日付で廃止となった。今後も新型コロナウイルス感染症に係る対応の検証等を実施し、また、今後新たな感染症が発生した場合に健康危機管理対策本部の設置前にも必要な情報の共有等を行うことができる体制を確保するにあたり、国立市感染症対策連携会議を設置することについて庁内合意を得るため、付議するものである。

2. 経過及び現状

令和2年 2月 21日 国立市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和5年 5月 7日 国立市新型コロナウイルス感染症対策本部の解散

令和5年 5月 8日 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症へ変更

3. 具体的な措置

庁議において庁内合意後、決裁により設置要領を制定する。以降、状況に応じて会議を開催する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

・会議の開催頻度はどの程度を予定しているか

→ 部長全員が集まる会議を月1回、議題に応じたコアメンバーによる会議を月2回程度予定している。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年5月9日開催）

付議事案名:「(仮称)新型コロナウイルス感染症に係る対応検証報告書」の作成について

提案課 健康福祉部 健康まちづくり戦略室

議事要旨公開・時限非公開の別

① ☒ 決裁後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

② ☐ (庁議で集約) 後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

市が行った約3年間の新型コロナウイルス感染症対策の成果や課題を明らかにするとともに、今後新たな感染症が発生した場合の対応力を高めることを目的とし、「(仮称)新型コロナウイルス感染症への対応検証報告書」を作成することについて庁内合意を得るため、庁議へ付議するものである。

2. 経過及び現状

令和2年 2月 21日 国立市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和5年 5月 7日 国立市新型コロナウイルス感染症対策本部の解散

令和5年 5月 8日 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症へ変更

3. 具体的な措置

庁議において庁内合意後、作成を進める。8月の庁議へ報告書（案）を付議し、決裁により決定する。また、第3回市議会常任委員会へ報告を行う。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・記載内容についてはどのように想定しているか
→ 対策連携会議で議論する予定である。

【指示事項】

- ・報告書を作成することは合意するが、記載内容についてはよく検討を行うこと。